令和８年度

第７８回定時総会資料

（公益社団法人　第15回）

令和８年５月２９日（金）

甲府市総合市民会館３階大会議室

公　益　社　団　法　人

山　梨　県　獣　医　師　会

令和８年度定時総会次第

日　時　令和８年５月２９日（金）午後１時３０分～３時３０分
場　所　甲府市総合市民会館３階大会議室

1. 開　　会
2. 会長あいさつ
3. 来 賓 祝 辞
4. 議 長 選 任
5. 議事録署名人及び書記の任命
6. 議　　事

☆議決事項

第１号議案　令和７年度事業報告の件

第２号議案　令和７年度収支決算の件

監査報告

第３号議案　令和８年度会費・負担金賦課徴収方法（案）の件

第４号議案　（公社）山梨県獣医師会　賛助会員・支援会員規程の件

第５号議案　役員等の報酬並びに費用に関する規程の改正に関する件

☆　報告事項

1 令和８年度事業計画の件

2 令和８年度収支予算の件

3 付帯決議に関する件

4 資金調達及び設備投資の見込みの件

5 令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会・獣医学術３学会の事業報告及び決算報告

7. 閉　　会

第１号議案　令和７年度事業報告の件

令和７年度事業報告書（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

第１　事　業　部　門

☆　事業名　動物の適正管理及び愛護並びに獣医師の獣医学術・技術向上に資する事業
（公益目的事業）

☆　事業趣旨

動物の適正管理及び動物愛護の推進を図ることで、公衆衛生の向上及び県民の豊かな人間性の涵養等を目指し事業を実施した。また、これら事業の質を担保するため獣医師の学術及び技術の向上に関する事業等を実施した。

☆　事業実績

１　動物の適正管理

（１）　犬の狂犬病予防注射とまん延防止事業

☆　事業目的

当会が各市町村と協力して組織的に対応することにより、狂犬病の発生予防及びまん延防止の達成に貢献し、公衆衛生の向上に寄与する。

ア　犬の狂犬病予防注射

山梨県市長会長並びに山梨県町村会長との契約に基づき狂犬病予防注射を県下全域で実施

①　（公社）県獣医師会と開業獣医師間で狂犬病実施に係る契約（労働契約、業務委託を締結

契約獣医師　集合注射及び病院注射実施者　４７名（個人３５名、法人１２名）
病院注射のみ実施者１８名（個人１４名、法人４４名）　計６５名

②　県獣医師会より契約獣医師、契約法人への給与・報酬の支払い

集合注射４７名中３５名に給与で支払い、１２名には報酬で支払う。

病院注射については全員に（６５名）報酬で支払う。

イ　狂犬病注射頭数実績

集合 11,154 頭　、病院 16,290 頭　計　27,444 頭

（ア）地域別集計

次表のとおり

令和7年度狂犬病予防注射地域別集計表

令和8年3月31日

保健所名		年度	集合	随時	合計	保健所名		年度	集合	随時	合計
中北保健所	旧甲府	7年度	2,516	7,692	10,208	峡南保健所	旧身延	7年度	995	660	1,655
		6年度	2,663	7,689	10,352			6年度	1,072	638	1,710
		差	△ 147	3	△ 144			差	△ 77	22	△ 55
	旧小笠原(峡北支部)	7年度	1,186	1,774	2,960	富士東部保健所	旧吉田	7年度	1,470	340	1,810
		6年度	1,125	1,785	2,910			6年度	1,595	366	1,961
		差	61	△ 11	50			差	△ 125	△ 26	△ 151
	旧韮崎(峡北支部)	7年度	1,365	1,759	3,124		旧大月	7年度	1,081	587	1,668
		6年度	1,438	1,937	3,375			6年度	1,164	721	1,885
		差	△ 73	△ 178	△ 251			差	△ 83	△ 134	△ 217
	計	7年度	5,067	11,225	16,292		計	7年度	2,551	927	3,478
		6年度	5,226	11,411	16,637			6年度	2,759	1,087	3,846
		差	△ 159	△ 186	△ 345			差	△ 208	△ 160	△ 368
峡東保健所	旧日下部	7年度	1,104	1,482	2,586	県外		7年度	0	559	559
		6年度	1,179	1,526	2,705			6年度	0	357	357
		差	△ 75	△ 44	△ 119	合計		7年度	11,154	16,290	27,444
	旧石和	7年度	1,437	1,437	2,874			6年度	11,766	16,439	28,205
		6年度	1,530	1,420	2,950			差	△ 612	△ 149	△ 761
		差	△ 93	17	△ 76	参考		5年度	12,337	15,848	28,185
	計	7年度	2,541	2,919	5,460			4年度	13,458	15,585	29,043
		6年度	2,709	2,946	5,655			3年度	14,354	15,639	29,993
		差	△ 168	△ 27	△ 195			2年度	14,676	15,936	30,612

狂犬病予防注射（年度別推移）

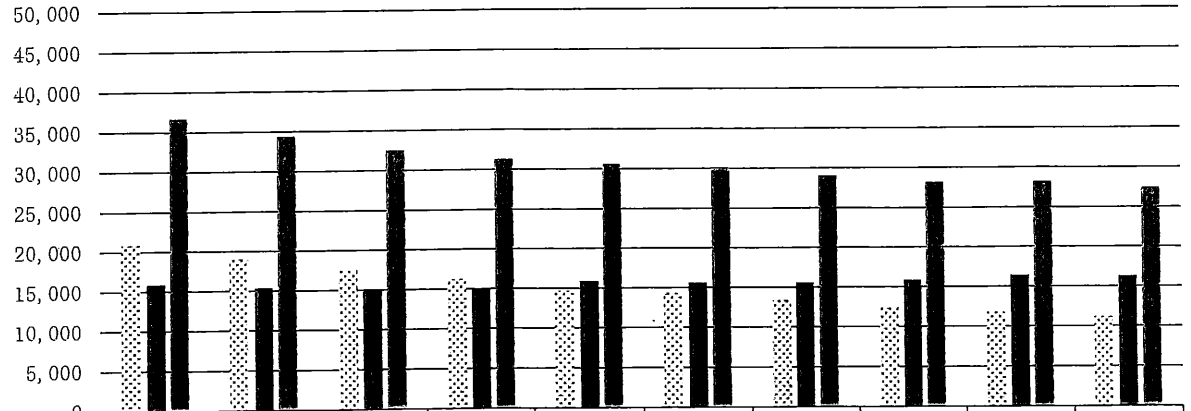

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
集合	20,817	19,023	17,518	16,188	14,676	14,354	13,458	12,337	11,766	11,154
病院	15,862	15,379	15,019	15,130	15,936	15,639	15,585	15,848	16,439	16,290
合計	36,679	34,402	32,537	31,318	30,612	29,993	29,043	28,185	28,205	27,444

ウ　狂犬病予防注射（病院注射）事業に係る鑑札及び注射済票の交付

（ア）　甲府市の補助を受け次の業務を実施

①　犬の登録申請書の受理

犬の鑑札、注射済票、犬のマークシール、愛犬手帳及び装着リングの交付

実績：　鑑札 327 頭（6 年度 337 頭）、注射済票 4,203 頭（6 年度 4,134 頭）

②　登録手数料及び注射済票交付手数料の受領

（イ）　その他　甲斐市、笛吹市、富士吉田市、大月市、富士河口湖町等で市、町の依頼により標記業務を実施（病院注射実施獣医師が無償実施）。

（2）　盲導犬の適正管理及び視覚障害者支援事業

☆事業目的等

盲導犬の適正管理と併せ視覚障害者への支援及び公共の福祉を目的に、県内の盲導犬（ハーネス友の会所属）に対し無料でワクチン接種及び衛生管理指導等を実施、又、ハーネス友の会の依頼により、会員病院に募金箱を設置した。

①　支援対象犬：ハーネス友の会（会員４６名　会長 吉川日出子、相談役 井上　亨）所属の盲導犬　１２頭

②　支援内容：７種混合ワクチン接種、犬用フィラリア予防薬接種、ノミ・マダニの駆虫

③　協力獣医師：雨宮勝彦、江口喜郎、岡　弘隆、小田切時彦、瀬井英一、高橋恵美子、森屋昌夫、山口弘司、山口美知雄　９名

④　募金箱設置病院　会員１３病院、１店舗

募金箱回収額は 167,765 円（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

⑤　事業開始：平成２０年６月日より継続事業

2　動物愛護

☆　事業目的

動物の愛護及び管理に関する普及啓発事業等を行うことにより、動物愛護意識の高揚と動物の健康及び安全を図り、公共福祉の増進と公衆衛生の向上に資する。

☆　事業実績

（1）　動物愛護デーのイベントを実施（県補助事業）

ア　打ち合わせ

①　令和７年９月２５日（県主催　動物愛護センター）

イ　イベント

①　第４７回動物愛護図画コンクール及び長寿犬飼育者表彰

期　日　　令和７年１１月１５日（土）

場　所　　ベルクラシック甲府

②　動物愛護デーイベント

期　日　　令和７年１１月　２日（日）

場　所　　笛吹みんなの広場　屋根施設

ウ　主なイベント内容等

（ ）内は６年度

主なイベント	内　　容	参加者等
動物愛護図画コンクール	県下の小学生を対象に動物に関係する図画を募集し、優秀作品を表彰した。 最優秀賞 ・前田 菜々子 山梨大学教育学部付属小１年 ポッケとわたし ・渡邉　悠斗　富士吉田市立下吉田東小３年 犬のさんぽ ・早川　太郎　山梨大学教育学部付属小５年 鳥たちとパーティー	応募総数802点 （1,065点） 最優秀賞　３名 優秀賞　６名 佳作　12名 入選　30名
長寿犬飼育者表彰	県内の平成19年12月31日以前生まれの長寿犬（人の年齢88歳以上）の飼育者を市町村長の推薦により表彰した。	被表彰者３８名 （３８名）
犬猫健康相談	希望者に対して獣医師による犬猫の無料健康診断を行った。	２１頭 （２８頭）
獣医系大学無料進学相談	県内の小・中・高校生を対象に、獣医系大学の紹介、奨学金制度等の説明を行った。	１４名 （１８名）

一日獣医師体験 （動物のお医者さん）	県内の小・中生を対象に、獣医師が指導を行いながら、犬・猫の診療を体験させた。	２９名 （３２名）
動物愛護啓発 イベントショー	サクライザーショーによる動物愛護をテーマとしたイベントショーの開催	約１００名 （約９０名）
警察犬による におい当てショー	警察犬によるにおい当てにより、動物愛護の啓発を行った。	約６０名 ―

（2）　学校動物飼育支援

☆　小学校で飼育している動物の診療、児童への動物の飼育方法等の指導を通し、動物の専門家として、将来を担う生徒に命の大切さ、愛する心、他人を思いやる心など情操教育の支援を目的として実施した。笛吹市の委託事業

ア　委託期間　令和７年６月１日から令和８年３月３１日

イ 事業実績

各校より提出された実施計画書に基づき、下記のとおり支援事業を行いましたので、ご報告します。

1　一宮北小学校

日　時：令和７年９月１０日（水）

対　象：１年生児童　１１名

内　容：テーマ「いきものとなかよし」

指導内容

今回の指導では、第１学年児童の11名を教室に集めて、ウサギや取扱いに関する資料を基に①ウサギについて知る（講義）②紙芝居（ひっかきうさぎ）③聴診器にてウサギの心臓の音を聞く実習。聴診器を使いうさぎと生徒の心拍数を比較した。

また、ウサギ小屋の整備・清掃・餌やり・手洗いなどについて話し合った。

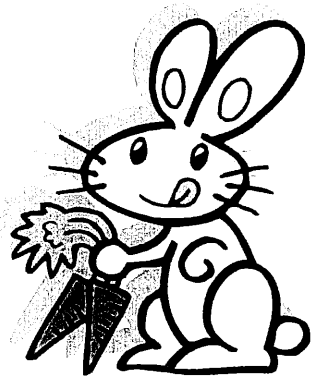

支援獣医師：岡　弘隆、金子智成、島田毅　計３名

2　一宮北小学校

日　時：令和７年９月１０日（水）

対　象：３年４年５年生飼育栽培委員会　９名

内　容：テーマ「飼育動物について知り、毎日の世話の仕方を学ぶ」

指導内容

学校飼育係を対象に、ウサギの一般飼育の説明を問題形式の形で行った。ウサギの生態・飼育の方法・餌などについて、説明した。聴診器にてウサギの心臓の音を聞く実習。聴診器を使いうさぎと生徒の心拍数を比較した。

支援獣医師：金子智成、岡弘隆、島田毅　計３名

3　石和南小学校

日　時：令和７年９月１０日（水）

対　象：第１学年（児童２６名）

内　容：テーマ「ウサギの飼育方法を知ろう」

指導内容

・サギの飼育や取扱に関する資料を基に、以下の事項について、子供たちにクイズ形式で応えさせウサギの特性を考えて飼育するよう指導した。

① ウサギの飼育方法

② ウサギの特徴

③ 飼育に対する心構えウサギの抱き方など

・また、ウサギ小屋に移動し、聴診器を使い、以下の事項を講義した。

① ウサギの様子を見るポイント

② 聴診器を使い、人間とウサギの心音・呼吸音を聴いてもらった。

・ウサギ小屋の整備・清掃・餌やり・手洗いについて講義した。

支援獣医師：河村泰仁、天野雅之、仁井田祥光　計３名

4　石和南小学校

日　時:令和７年９月１０日（水）

対　象：飼育委員会（４～６年生：児童２２名）

内　容：テーマ「ウサギの飼育方法を知ろう」

指導内容

① ウサギの飼育方法

② ウサギの生態や飼い方についてのお話し

③ ウサギ、人の心音の聴診とふれあい

④ ウサギの便の違い

⑤ 児童の質問に対する回答

支援獣医師：天野雅之、河村泰仁、仁井田祥光　計３名

5　富士見小学校

日　時: 令和７年９月３０日（火）

対　象：２年生　４８名

内　容：テーマ「どうぶつのせわをしてみよう」

指導内容

① ウサギの特徴、世話の仕方の説明。

② ウサギの心音の聴診

③ 「ひっかきウサギ」の紙芝居

④ クイズ形式で応えさせ、ウサギの特性を考えての飼育指導

⑤ 児童の質問に対する回答

援獣医師：太田義徳、稲葉祐次、石田勇貴　計３名

6　一宮南学校

日　時:令和７年１０月１日（水）

対　象：生活科学習１・２年　１６名

内　容：「生きものはかせになろう」

指導内容

・ウサギについて、知ってもらうため、体の特徴を説明。

・子供たちの質問に答えるレクチャーを実施。

・実際に聴診及びウサギを抱っこしてもらい、動物の生きものとしての共感、ぬくもりを体験してもらった。
心音（心拍数などの人との違い）触診（毛の質など）

支援獣医師：高橋成一、林文明、大久保周自、輿水佳哉　計４名

7　一宮南学校

日　時:令和７年１０月１日（水）

対　象：飼育委員会（４～６年生）８名

内　容：「飼育動物について知り、毎日の世話の仕方を学ぶ」

指導内容

・飼育委員対象のため、うさぎの特性、飼育環境及び注意事項、日常で気づく病的変化について詳しく説明した。

・飼育小屋での活動を見て、指導。

・飼育委員からの質疑応答。

・その後ふれあいを目的とした聴診及び眼鏡、耳鏡を使用しての実際の観察をした。

支援獣医師：大久保周自、林文明、高橋成一、輿水佳哉　計４名

8　御坂西小学校

日　時:令和７年１１月１２日（火）

対　象：飼育委員会　１８名

内　容：「うさぎの飼育方法を知ろう」

指導内容

・ウサギの生態を説明

・ウサギの日常管理、食事と水、健康チェック方法を説明

・実習（ウサギの保定、爪切り、聴診、病気の見つけ方等）

支援獣医師：石田勇貴、稲葉祐次　計２名

9　境川小学校

日　時:令和７年１１月１４日（金）

対　象：1年1組　１６名

内　容：テーマ「いきものといっしょに」

指導内容

・ウサギの体を説明。（草食動物・臆病・逃げるための体を持っている。）

・ウサギの体の特徴

口：三ツ口、歯：２８本、鼻：よく動く、嗅覚は、　人の10倍

目：横についていて、後ろも見える　耳：大きくよく動く、体を冷す

足：前足は、穴を掘る、後足はキック蹴る。

骨：弱くて、折れやすい。

・ウサギに触れ合う方法を説明。

・ウサギなどのの飼育動物に関わる話。

・聴診器を用いた心音の評価等について、資料を使い説明。

支援獣医師：浜田弘二、小田切時彦、今村一也　計３名

10 境川小学校

日　時:令和７年１１月１４日（金）

対　象：飼育委員会　２０名

内　容：テーマ「日常の管理や飼育方法を知ろう」

指導内容
・「ウサギの飼育」の資料を用いて勉強した。
　ウサギの生態（体の特徴）、健康チェック、日常管理
　食事と水の給与、飼育委員としての心構え。
・飼育しているウサギを実際に見て、爪切り、口の中の観察、
・質疑応答。

支援獣医師：小田切時彦、浜田弘二、今村一也　計３名

3　獣医師の獣医学術・技術向上

【１】　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会並びに獣医学術関東・東京合同地区三学会参加

(1) 開催日　令和７年９月７日（日）
(2) 会　場　アピオタワー館（中巨摩郡昭和町）
(3) 山梨県発表演題１０題
　日本産業動物獣医学会
　・牛伝染性リンパ腫浸潤農場における清浄化対策の再開
　　発表者：小暮茉希（西部家畜保健衛生所
　・県内採卵鶏農場で分離された鶏伝染性気管支炎ウイルスの遺伝的解析
　　発表者：坂本亜由美（東部家畜保健衛生所）
　日本小動物獣医学会
　・動物医療におけるグリーフケアの取り組みと課題
　　発表者：稲村一真（ノア動物病院）
　・ＣＴ検査の健康診断への使用と無麻酔実施
　　発表者：加藤茉里（ノア動物病院）
　・慢性鼻炎に対しCaldwell-Luc法を行ったネコの２例
　　発表者：江口　淳（笠松動物病院）
　・歯原性嚢胞の悪性転化が疑われたネコの１例
　　発表者：江口　淳（笠松動物病院）
　日本公衆衛生学会
　・山梨県における所有者からの引取り理由の傾向と課題
　　発表者：外川公香（動物愛護指導センター）

・馬枝肉の微生物汚染低減に向けた取り組み
　発表者：外川京平（食肉衛生検査所）
・と畜場搬入黒毛和種から分離された腸管出血性大腸菌の血清型
　発表者：鈴木このみ（富士・東部保健所）
・大規模食鳥処理場併設の食肉処理施設への衛生指導について
　発表者：長谷川裕（食肉衛生検査所）

(4) 獣医事功績者表彰者（山梨県３名）
　高野雅人、原　修一、伊藤和彦

(5) 本県関係参加者　　約８０名

【２】 小動物講習会の開催

対面及びWEBにて開催
開催日　令和８年１月２２日
会　場　昭和町西条彩の広場管理棟
演　題　「JAK阻害剤　ゼンレリア錠のご紹介」
講　師　エランコジャパン株式会社　学術部
　テクニカルコンサルタント
　池　田　菜　穂　先生　（学術獣医師）
　３２名

【３】 産業動物講習会の開催

東海しゃくなげ会と協賛によるWEB開催
ライブ配信　令和８年１月２３日（金）
録画配信　令和８年１月２４日（土）～２７日（火）
テーマ「現場で活かす牛の画像診断～見える診療をはじめよう～」
講師：北里大学獣医学部獣医学科大動物臨床研究室
　前田　洋祐　先生
　１３名

【４】 公衆衛生関係講習会の開催

開催日　令和８年２月２７日
会　場　山梨県立図書館イベントスペース
演　題　「科学的根拠に基づく食品安全評価と公衆衛生獣医師の役割」
講　師　内閣府　食品安全委員会　シニアフエロー
　山本　茂貴　先生
　２１名

第２　管理部門等

１　会員の動向

☆会　員　数　　（令和７年３月３１日現在）　１９５名

６年度末会員１９５名＋加入者１３名－退会者４名＝２０４名

（１）加入者

西尾　　舞	令和７年４月　１日	（にしのはしスペイクリニック山梨分院）
守　　哲平	令和７年４月　１日	（(公社) 山梨県子牛育成協会）
石渡久美子	令和７年４月　１日	（小淵沢 IKIGAI ペットセンター）
石川　貴将	令和７年４月　１日	（甲府市役所健康支援センター ）
加藤　麻美	令和７年４月　１日	（甲府市役所健康支援センター）
井上　湧貴	令和７年４月１４日	（山梨県峡東保健所）
川合　峻平	令和７年４月２８日	（しゅんペットクリニック）
永島　　青	令和７年５月１５日	（山梨県農業共済組合　家畜診療所）
額賀　　亮	令和７年５月２３日	（山梨県富士・東部保健所）
鈴木このみ	令和７年５月２３日	（山梨県富士・東部保健所）
塚田　　文	令和７年５月２７日	（山梨県東部家畜保健衛生所）
中村　里絵	令和７年５月２７日	（山梨県東部家畜保健衛生所）
池永　直浩	令和７年５月３０日	（山梨県西部家畜保健衛生所）

（２）退会者

木村　優希	令和７年　５月　１日
西川　ちえり	令和７年１２月１５日
片山　　努	令和８年　２月　９日
鈴木　希伊	令和８年　３月３０日

○ 令和７年度　決算報告書

目　　次

1. 貸借対照表

2. 正味財産増減計算書

3. 正味財産増減計算書(内訳表)

4. 財務諸表に対する注記

5. 付属明細書

6. 財産目録

○ 監　査　報　告　書

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在　　（単位　：　円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1．流動資産			
普通預金	4,673,100	3,935,066	738,034
未収金	250,000	250,000	0
貯蔵品	1,405,250	963,600	441,650
立替金	0	37,700	△ 37,700
流動資産合計	6,328,350	5,186,366	1,141,984
2．固定資産			
（1）特定資産			
土地	12,273,450	12,273,450	0
建物	1	1	0
職員退職給付引当資産	409,500	1,879,500	△ 1,470,000
役員退職慰労引当資産	300,000	300,000	0
会館建設積立預金	14,709,030	14,697,014	12,016
三学会準備積立預金	1,000,000	5,500,000	△ 4,500,000
特定資産合計	28,691,981	34,649,965	△ 5,957,984
（2）その他固定資産			
預け金	1,400,000	1,400,000	0
その他固定資産合計	1,400,000	1,400,000	0
固定資産合計	30,091,981	36,049,965	△ 5,957,984
資産合計	36,420,331	41,236,331	△ 4,816,000
Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
未払金	0	400,000	△ 400,000
未払税金	1,073,600	1,434,600	△ 361,000
預り金	13,328	13,050	278
流動資産合計	1,086,928	1,847,650	△ 760,722
2．固定負債			
職員退職給付引当金	409,500	1,879,500	△ 1,470,000
役員退職慰労引当金	300,000	300,000	0
固定負債合計	709,500	2,179,500	△ 1,470,000
負債合計	1,796,428	4,027,150	△ 2,230,722
Ⅲ　正味財産の部			
1．指定正味財産			
寄付金	12,273,451	12,273,451	0
指定正味財産合計	12,273,451	12,273,451	0
（うち基本財産への充当額）	0	0	0
（うち特定資産への充当額）	(12,273,451)	(12,273,451)	(0)
2．一般正味財産	22,350,452	24,935,730	△ 2,585,278
（うち基本財産への充当額）	0	0	0
（うち特定資産への充当額）	(15,709,030)	(20,197,014)	(△4,487,984)
正味財産合計	34,623,903	37,209,181	△ 2,585,278
負債及び正味財産合計	36,420,331	41,236,331	△ 4,816,000

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

公益社団法人　山梨県獣医師会

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[12,076]	[20]	[12,056]
特定資産受取利息	12,076	20	12,056
受取会費	[2,891,000]	[2,752,000]	[139,000]
県獣会費収入	2,891,000	2,752,000	139,000
事業収益	[85,513,910]	[87,647,500]	[△ 2,133,590]
狂犬病予防事業収益	85,263,910	87,397,500	△ 2,133,590
受託事業収益	250,000	250,000	0
受取補助金等	[700,000]	[700,000]	[0]
受取補助金	700,000	700,000	0
受取負担金	[6,406,000]	[350,000]	[6,056,000]
受取負担金	6,406,000	350,000	6,056,000
受取助成金	[3,065,300]	[0]	[3,065,300]
助成金収入	400,000	0	400,000
展示広告収入	2,665,300	0	2,665,300
雑収益	[137,165]	[139,658]	[△ 2,493]
受取利息	8,127	0	8,127
雑収益	129,038	139,658	△ 10,620
経常収益計	98,725,451	91,589,178	7,136,273
(2) 経常費用			
事業費	[98,489,024]	[87,809,326]	[10,679,698]
役員報酬	1,188,000	1,188,000	0
職員給与	5,444,323	5,422,163	22,160
職員退職給付費用	0	131,200	△ 131,200
福利厚生費	877,589	820,248	57,341
役員旅費	116,340	556,340	△ 440,000
職員旅費	187,470	380,555	△ 193,085
会議費	1,581,284	6,580	1,574,704
旅費交通費	1,406,020	368,620	1,037,400
通信運搬費	340,428	301,108	39,320
消耗品費	2,104,707	1,772,134	332,573
修繕費	84,000	0	84,000
印刷製本費	696,109	661,175	34,934
光熱水料費	191,148	169,580	21,568
委託費	5,000,000	0	5,000,000
賃借料	4,871,034	73,040	4,797,994
保険料	234,900	234,900	0
諸謝金	577,288	160,000	417,288
租税公課	2,448,800	2,747,000	△ 298,200
支払手数料	72,424	90,992	△ 18,568
支払負担金	1,323,534	394,000	929,534

科　　目	当年度	前年度	増　減
支払助成金	622,900	700,080	△ 77,180
予防注射(ﾜｸﾁﾝ)	10,423,050	10,904,850	△ 481,800
予防注射(給与)	17,282,720	19,048,640	△ 1,765,920
予防注射(報酬)	40,146,204	40,056,800	89,404
予防注射(保険料)	748,020	735,250	12,770
普及広報活動費	415,980	773,640	△ 357,660
雑費	104,752	112,431	△ 7,679
管理費	[2,821,705]	[2,703,016]	[118,689]
役員報酬	132,000	132,000	0
職員給与	286,543	285,377	1,166
職員退職給付費用	0	6,860	△ 6,860
福利厚生費	46,188	43,170	3,018
役員旅費	98,000	97,000	1,000
会議費	6,460	19,989	△ 13,529
通信運搬費	78,863	51,835	27,028
消耗品費	12,561	44,880	△ 32,319
印刷製本費	127,875	91,960	35,915
光熱水料費	4,901	4,350	551
保険料	12,370	12,370	0
諸謝金	352,838	317,000	35,838
支払負担金	1,375,000	1,357,000	18,000
慶弔交際費	244,500	138,000	106,500
雑費	43,606	101,225	△ 57,619
経常費用計	101,310,729	90,512,342	10,798,387
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,585,278	1,076,836	△ 3,662,114
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,585,278	1,076,836	△ 3,662,114
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,585,278	1,076,836	△ 3,662,114
一般正味財産期首残高	24,935,730	23,858,894	1,076,836
一般正味財産期末残高	22,350,452	24,935,730	△ 2,585,278
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	12,273,451	12,273,451	0
指定正味財産期末残高	12,273,451	12,273,451	0
Ⅲ　正味財産期末残高	34,623,903	37,209,181	△ 2,585,278

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

公益社団法人　山梨県獣医師会

（単位：円）

科　　目	公益目的事業会計	法人会計	合計
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[12,076]	[0]	[12,076]
特定資産受取利息	12,076	0	12,076
受取会費	[0]	[2,891,000]	[2,891,000]
県獣会費収入	0	2,891,000	2,891,000
事業収益	[85,513,910]	[0]	[85,513,910]
狂犬病予防事業収益	85,263,910	0	85,263,910
受託事業収益	250,000	0	250,000
受取補助金等	[700,000]	[0]	[700,000]
受取補助金	700,000	0	700,000
受取負担金	[6,356,000]	[50,000]	[6,406,000]
受取負担金	6,356,000	50,000	6,406,000
受取助成金	[3,065,300]	[0]	[3,065,300]
助成金収入	400,000	0	400,000
展示広告収入	2,665,300	0	2,665,300
雑収益	[128,198]	[8,967]	[137,165]
受取利息	8,127	0	8,127
雑収益	120,071	8,967	129,038
経常収益計	95,775,484	2,949,967	98,725,451
(2) 経常費用			
事業費	[98,489,024]	[0]	[98,489,024]
役員報酬	1,188,000	0	1,188,000
職員給与	5,444,323	0	5,444,323
福利厚生費	877,589	0	877,589
役員旅費	116,340	0	116,340
職員旅費	187,470	0	187,470
会議費	1,581,284	0	1,581,284
旅費交通費	1,406,020	0	1,406,020
通信運搬費	340,428	0	340,428
消耗品費	2,104,707	0	2,104,707
修繕費	84,000	0	84,000
印刷製本費	696,109	0	696,109
光熱水料費	191,148	0	191,148
委託費	5,000,000	0	5,000,000
賃借料	4,871,034	0	4,871,034
保険料	234,900	0	234,900
諸謝金	577,288	0	577,288
租税公課	2,448,800	0	2,448,800
支払手数料	72,424	0	72,424
支払負担金	1,323,534	0	1,323,534
支払助成金	622,900	0	622,900
予防注射(ﾜｸﾁﾝ)	10,423,050	0	10,423,050
予防注射(給与)	17,282,720	0	17,282,720
予防注射(報酬)	40,146,204	0	40,146,204
予防注射(保険料)	748,020	0	748,020

科　　目	公益目的事業会計	法人会計	合計
普及広報活動費	415,980	0	415,980
雑費	104,752	0	104,752
管理費	[0]	[2,821,705]	[2,821,705]
役員報酬	0	132,000	132,000
職員給与	0	286,543	286,543
福利厚生費	0	46,188	46,188
役員旅費	0	98,000	98,000
会議費	0	6,460	6,460
通信運搬費	0	78,863	78,863
消耗品費	0	12,561	12,561
印刷製本費	0	127,875	127,875
光熱水料費	0	4,901	4,901
保険料	0	12,370	12,370
諸謝金	0	352,838	352,838
支払負担金	0	1,375,000	1,375,000
慶弔交際費	0	244,500	244,500
雑費	0	43,606	43,606
経常費用計	98,489,024	2,821,705	101,310,729
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,713,540	128,262	△ 2,585,278
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,713,540	128,262	△ 2,585,278
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 2,713,540	128,262	△ 2,585,278
当期一般正味財産増減額	△ 2,713,540	128,262	△ 2,585,278
一般正味財産期首残高	21,256,413	3,679,317	24,935,730
一般正味財産期末残高	18,542,873	3,807,579	22,350,452
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,659,779	613,672	12,273,451
指定正味財産期末残高	11,659,779	613,672	12,273,451
Ⅲ　正味財産期末残高	30,202,652	4,421,251	34,623,903

財務諸表に対する注記

1　重要な会計方針

（1）会計基準

平成22年度より、新公益法人会計基準（平成20年4月月）を適用している。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、最終仕入原価法に基づく原価方式を採用している。

（3）固定資産の減価償却の方法

建物及び什器備品・・・・定額法によっている。

（4）引当金の計上基準

・　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

・　職員退職給付引当金

職員の退職給付金に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上している。なお、退職給付債務は内規に基づく期末要支給額で計算（簡便法）

採用している退職給付制度

確定給付型の制度として退職一時金制度

（5）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2、基本財産及び特定財産の増減額及びその残高

基本財産及び特定財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。　（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定財産				
土地	12,273,450			12,273,450
建物	1			1
役員退職慰労引当資産	300,000	0	0	300,000
職員退職給付引当資産	1,879,500	0	1,470,000	409,500
会館建設積立預金	14,697,014	12,016	0	14,709,030
三学会準備積立預金	5,500,000	1,000,000	5,500,000	1,000,000
合　　計	34,649,965	1,012,016	6,970,000	28,691,981

3、基本財産及び特定財産の財源等の内訳

基本財産及び特定財産の財源等の内訳は、次のとおりである。　　(単位：円)

科　　目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定財産				
土地	12,273,450	12,273,450		
建物	1	1		
役員退職慰労引当資産	300,000			300,000
職員退職給付引当資産	409,500			409,500
会館建設積立預金	14,709,030		14,709,030	
三学会準備積立預金	1,000,000		1,000,000	
合　　計	28,691,981	12,273,451	15,709,030	709,500

4、固定資産（特定資産）の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科　　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建　　物	1,694,470	1,694,469	1
合　　計	1,694,470	1,694,469	1

5、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
動物愛護管理事業	山梨県	0	700,000	700,000	0	—

付属明細書

1．基本財産及び特定資産の明細

財産目録及び財務諸表の注記に記載しているため、平成20年公益会計基準第6の2により記載を省略する。

2．引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
役員退職給付引当金	300,000	0	0	0	300,000
職員退職給付引当金	1,879,500	0	1,470,000	0	409,500

財 産 目 録

令和8年3月31日現在　　（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）			
預　　金	山梨中央銀行　普通	運転資金として	2,294,974
預　　金	中央労働金庫　普通	運転資金として	2,378,126
貯 蔵 品	ワクチン	狂犬病予防事業	1,405,250
未 収 金	笛吹市	学校飼育動物指導事業	250,000
流動資産合計			6,328,350
（固定資産）			
特定資産			
土地	山梨県甲府市相生２丁目１５番１２号 宅地　２７７．６８㎡	公益目的保有財産	12,273,450
建物	木造セメント瓦葺き　二階建	公益目的保有財産	1
特定資産			
役員退職引当資産	中央労働金庫　普通	引当金に見合う資金手当	300,000
職員退職給付引当資産	中央労働金庫　普通	引当金に見合う資金手当	409,500
三学会準備資金	中央労働金庫　普通	三学会準備資金	1,000,000
会館建設準備資金	山梨中央銀行定期・普通、中央労働金庫定期	会館建設準備資金	14,709,030
その他固定資産			
預け金	山梨県畜産協会	業務運営預け金	1,400,000
固定資産合計			30,091,981
資産合計			36,420,331
（流動負債）			
預り金		源泉預り金	12,328
その他預り金		連盟分	1,000
未払税金等		消費税	1,073,600
流動負債合計			1,086,928
（固定負債）			
役員退職給付引当金		役員の退職慰労金の支給に備えるため	300,000
職員退職給付引当金		職員の退職給付金に備えるため	409,500
固定負債合計			709,500
負債合計			1,796,428
正味財産			34,623,903

監 査 報 告 書

令和８年４月１４日

公益社団法人山梨県獣医師会
代表理事　笠 松 豊 乗

公益社団法人山梨県獣医師会
監　事　河 村 泰 仁
監　事　菊 島 一 人
監　事　今 村 元 文

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

第３号議案　令和８年度会費・負担金賦課徴収方法（案）の件

（１）公益社団法人山梨県獣医師会会費・負担金徴収規程（以下規程）第２条（会費）及び第３条（負担金）に基づき、次のとおり賦課する。

山梨県獣医師会費

開 業 会 員：小動物　２９，０００円・産業動物　１７，０００円

非開業会員：１２，０００円

但し、１）　令和８年３月末日現在で満年齢８０歳以上の会員

（笠井重信、倉島脩二、吉岡　信、児玉季庸、竹田真二、高橋忠宏、仲野仁忠、馬場鉄丸、山田勝政、河野英俊、飯島　武、渡辺佳春、小柴哲也、関正太郎、川井司郎、向山淳司、保坂　広　工富　紘、渡辺工一、宝方みづほ、計２０名）

については開業会員、非開業会員とも免除

２）　令和８年３月末日現在で満年齢７５歳以上８０歳未満の会員

（牛山市左門、池田　章、杉本　健、安川寿雄、井上　亨、小田切美男、笠松豊乗、瀬井英一、名執雅仁、渡辺冨好、白砂　勇、保阪正久、宮本譲治、山口　実、河村泰仁、　計１５名）

については開業会員、非開業会員とも３，０００円

３）　令和年３月末日現在で満年齢７０歳以上７５歳未満の会員

（吉川清人、川手豊子、平島勝教、浅川一満、長田久光、渡辺賢次、條々和美、名執裕仁、鳥羽和郎、野村　努、桜井和己、杉山　清、内藤真弓、今村一也、本庄　知、雨宮勝彦、小林正照、臼井俊行　計１８名）

については開業会員：８，０００円　　非開業会員：５，０００円

（２）狂犬病集合注射負担金を次のとおり賦課する。

新規に県獣医師会と契約（狂犬病予防注射契約書の締結）し、集合注射を実施する会員

３００，０００円

（３）公益社団法人山梨県獣医師会賛助会員規程・支援会員規程　第４条（会費）に基づき、賛助会員・支援会員１団体につき次のとおり賦課する。

賛助会員　４０，０００円　　支援会員　２０，０００円

◎ 納　入　方　法

規程第６条により、令和８年７月末日までに納入するものとする。但し新規会員は入会時に、また負担金は令和９年１月末日までに納入するものとする。

会費納入先

直接本会に納入できない方には、郵便振替、銀行振込の方法がありますので、ご利用ください。

※ 郵便振替（甲府伊勢四郵便局）
口座番号　００４８０－７－４８６９
加入者名　公益社団法人山梨県獣医師会

※ 銀行振込
銀 行 名　：山梨中央銀行　柳町支店
普通預金　：　口座番号　５７２８９４
受 取 人　：（社）山梨県獣医師会

第４号議案

公益社団法人山梨県獣医師会　賛助会員規程（案）

（目 的）

第１条 この規程は、公益社団法人山梨県獣医師会（以下「本会」という。）の事業を円滑に推進するため、定款第５条に基づき賛助会員に関し必要事項を定める。

（種 類）

第２条 本会の賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した団体（企業を含む）又は個人とする。ただし、動物に対する診療を業とする団体及び個人を除く。

（入 会）

第３条 本会の事業に賛同し、賛助会員となる意志を有するものは、入会申込書（別紙様式１又は２）を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

（会 費）

第４条 賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

２ 賛助会員は、本会が指定する口座に期日までに会費を振り込むものとする。

（届 出）

第５条 賛助会員は、入会申込書に記入した内容に変更があった場合には、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

（退 会）

第６条 賛助会員を退会する場合は、その旨を書面又はメールで届けることにより退会することができる。

２ 前項の場合、納入された会費返還には応じない。

３ 会費の納入が会費請求から指定期日までに支払わなければ、退会とする。

（賛助会員の特典）

第７条 本会は、団体の賛助会員の特典として、次の機会を提供する。

（１） 本会のホームページに賛助会員の団体名を掲載

（２） 本会が発行する資料等に広告を優先掲載（有料）

（３） 総会・理事会開催時に広告チラシ等の配布（総会：年１回、理事会：年２回）

（４） 理事会での商品・サービスの説明（年１回）

（５） 会員動物病院への商品紹介の協力

（６） 賛助会員が主催するイベントへの本会の後援

（７） 本会が主催する事業への協賛

（８） 本会との共催事業等の提案

２ 前項の特典は、本会が適当でないと判断した場合、提供しないことがある。

３ 賛助会員がその資格を失った場合は、第一項の特典を受ける権利は消滅する。

４ 個人の賛助会員には、第一項の特典は提供しない。

（禁止事項）

第８条 賛助会員の以下事項は禁止とする。

（１） 自社の商品紹介や事業 PR に際し、本会の書面による許可なく、本会がその性能や品質を保証しているかのように「山梨県獣医師会賛助会員」の名前を記載すること

（２） 広告物やホームページ等に、本会の書面による許可なく、「山梨県獣医師会賛助会員」の名称を記載すること

（３） 反社会的勢力とのつながりを持つこと

（４） 当会からの連絡等について正当な理由なくして応答しないこと

（５） 当会役員や会員、職員の業務への支障が発生する行為及び社会的なハラスメントと評価される行為

（除 名）

第９条 賛助会員が、以下のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の承認によって当該賛助会員を除名することができる。

（１） 違法行為を行ったり、社会的批判を集める行為を行うなど、社会的、道義的に著しく会員として相応しくないと認められる場合

（２） 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３） 第８条の禁止事項を遵守せず又は禁止事項に反している疑いがある場合に、本会が協議の上要請した内容に応じなかったとき。

（４） 当該賛助会員の行為が、本会会員の業務に支障を与えたと報告され、理事会がその行為を事実と認めたとき。

（５） その他、除名すべき正当な事由を理事会が認めたとき。

（６） 除名が決定した団体については、悪質性などに鑑みて公表することもあり得る。

（名義使用について）

第 10 条 賛助会員が「山梨県獣医師会賛助会員」の名義を自社の事業（イベント・広報・出版物等）に用いる場合、また店頭で掲示等する場合には、予め本会に承諾を得なければならない。

（本法人著作物の２次使用について）

第 11 条 本会が発行・編集する会報やホームページ、メール等に掲載された記事、文言等を使用する場合、予め本会に承諾を得なければならない。

（改 廃）

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

１ この規程は、令和８年４月１日から施行する

（別紙様式１）

賛助会員（団体）　入会申込書

フリガナ 団体(企業)名			
フリガナ 代表者名			
設立年月日	西暦　　年　　月設立		
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
データベース登録用　（本会から連絡する際の窓口）			
フリガナ 担当者名		担当者 部署名	
電話番号		FAX番号	
E－mail			
主たる業務内容			
入会年度	年度から入会希望		

貴会の目的に賛同し、賛助会員規程に従うことを了承し、賛助会員規程第３条の規定により、入会を申し込みます。

年　　月　　日

団体名

代表者名　　印

公益社団法人　山梨県獣医師会長　殿

（別紙様式２）

賛助会員（個人）　入会申込書

フリガナ 氏　　名			
住　　所	〒		
電話番号		職　業	
E－mail			
入会年度	年度から入会希望		

貴会の目的に賛同し、賛助会員規程に従うことを了承し、賛助会員規程第３条の規定により、入会を申し込みます。

年　　月　　日

氏　　名　　印

公益社団法人　山梨県獣医師会長　殿

公益社団法人山梨県獣医師会　支援会員規程（案）

（目 的）

第１条 この規程は、公益社団法人山梨県獣医師会（以下「本会」という。）の事業を円滑に推進するため、支援会員に関し必要事項を定める。

（種 類）

第２条 本会の支援会員は、本会の事業を支援するために入会した団体（企業を含む）又は個人とする。

（入 会）

第３条 本会の事業に賛同し、支援会員となる意志を有するものは、入会申込書（別紙様式１又は２）を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

（会 費）

第４条 支援会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

２ 支援会員は、本会が指定する口座に期日までに会費を振り込むものとする。

（届 出）

第５条 支援会員は、入会申込書に記入した内容に変更があった場合には、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

（退 会）

第６条 支援会員を退会する場合は、その旨を書面又はメールで届けることにより退会することができる。

２ 前項の場合、納入された会費返還には応じない。

３ 会費の納入が会費請求から指定期日までに支払わなければ、退会とする。

（支援会員の特典）

第７条 本会は、団体の支援会員の特典として、次の機会を提供する。

（１） 本会が発行する資料等に広告を優先掲載（有料）

（２） 総会・理事会開催時に広告チラシ等の配布（総会：年１回、理事会：年２回）

（３） 支援会員が主催するイベントへの本会の後援

（４） 本会が主催する事業への支援

（５） 本会との共催事業等の提案

２ 前項の特典は、本会が適当でないと判断した場合、提供しないことがある。

３ 支援会員がその資格を失った場合は、第一項の特典を受ける権利は消滅する。

４ 個人の援助会員には、第一項の特典は提供しない。

（禁止事項）

第８条 支援会員の以下事項は禁止とする。

（１） 自社の商品紹介や事業 PR に際し、本会の書面による許可なく、本会がその性能や品質を

保証しているかのように「山梨県獣医師会援助会員」の名前を記載すること

（2） 広告物やホームページ等に、本会の書面による許可なく、「山梨県獣医師会支援会員」の名称を記載すること

（3） 反社会的勢力とのつながりを持つこと

（4） 当会からの連絡等について正当な理由なくして応答しないこと

（5） 当会役員や会員、職員の業務への支障が発生する行為及び社会的なハラスメントと評価される行為

（除 名）

第９条 支援会員が、以下のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の承認によって当該賛助会員を除名することができる。

（1） 違法行為を行ったり、社会的批判を集める行為を行うなど、社会的、道義的に著しく会員として相応しくないと認められる場合

（2） 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3） 第８条の禁止事項を遵守せず又は禁止事項に反している疑いがある場合に、本会が協議の上要請した内容に応じなかったとき。

（4） 当該支援会員の行為が、本会会員の業務に支障を与えたと報告され、理事会がその行為を事実と認めたとき。

（5） その他、除名すべき正当な事由を理事会が認めたとき。

（6） 除名が決定した団体については、悪質性などに鑑みて公表することもあり得る。

（名義使用について）

第10条 支援会員が「山梨県獣医師会支援会員」の名義を自社の事業（イベント・広報・出版物等）に用いる場合、また店頭で掲示等する場合には、予め本会に承諾を得なければならない。

（本法人著作物の２次使用について）

第11条 本会が発行・編集する会報やホームページ、メール等に掲載された記事、文言等を使用する場合、予め本会に承諾を得なければならない。

（改 廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

１ この規程は、令和８年４月１日から施行する

（別紙様式１）

支援会員（団体）　入会申込書

フリガナ 団体(企業)名			
フリガナ 代表者名			
設立年月日	西暦　　年　　月設立		
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
データベース登録用　（本会から連絡する際の窓口）			
フリガナ 担当者名		担当者 部署名	
電話番号		FAX番号	
E－mail			
主たる業務内容			
入会年度	年度から入会希望		

貴会の目的に賛同し、支援会員規程に従うことを了承し、支援会員規程第３条の規定により、入会を申し込みます。

年　　月　　日

団体名

代表者名　　印

公益社団法人　山梨県獣医師会長　殿

（別紙様式２）

支援会員（個人）　入会申込書

フリガナ 氏　　名			
住　　所	〒		
電話番号		職　業	
E－mail			
入会年度	年度から入会希望		

貴会の目的に賛同し、支援会員規程に従うことを了承し、支援会員規程第３条の規定により、入会を申し込みます。

年　　月　　日

氏　　名　　印

公益社団法人　山梨県獣医師会長　殿

第５号議案

規　　程　　1－03 号
制定日　平成 23 年 5 月 26 日制定
施行日　平成 24 年 4 月 1 日施行

役員等の報酬並びに費用に関する規程
(案)

公益社団法人山梨県獣医師会

公益社団法山梨県獣医師会

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人山梨県獣医師会（以下「当会」という。）定款第２８条の規定に基づき役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年度法律第４８号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）（　以下「認定法」という。）の規定に照らし、公正性及び妥当性並びに透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、関東地区獣医師連合会三学会幹事（以下「幹事」という。）及び顧問と合わせて役員等という

（２）報酬等とは認定法第５条１４号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

（３）　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（４）常勤とは、１週間の所定勤務日数の過半数の日数について、当会の主たる事務所その他の職務を行う場所を主たる勤務場所とする者をいう。

（５）非常勤とは、常勤以外の者をいう

（６）退職慰労金とは、第１号に規定する役員が任期を満了、在任中死亡又は辞任届が受理されたときに支給するものをいう。

〈役員報酬の種類〉

第３条　役員報酬は次に掲げるものをいう。

（１）報酬日額　　８，０００円

（２）通勤旅費日額　２，０００円

〈役員報酬〉

第４条　当会は、常勤及び非常勤の役員等の職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。

２　常勤の会長には報酬日額に通勤日額を加えて得た額に出勤日数を乗じた額で月額２５万円を限度として役員報酬を支給することができる。なお、会長が非常勤の場合の役員報酬は月額１０万円を限度とする。

3　非常勤の副会長（県、団体等に勤務している役員を除く）には、月額１万円を限度として支給することができる。
4　その他の理事及び監事並びに相談役及び評議員は無報酬とする。
（役員報酬の支給）
第５条　役員報酬は毎月１日から月末までの役員報酬を翌月２０日に支給する。ただし、支給日が金融機関休業日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。
2　所得税、市区町村民税、健康保険税、厚生年金保険料及び厚生年金基金を役員報酬から控除する。

（退職慰労金）
第６条　退職慰労金は、会長が役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任、又は死亡等により退任した者に支給する。ただし、死亡により退任した者については、退任した法定相続人に支給するものとする。
2　会長に対する退職慰労金は、在職期間１か年につき５万円として勤務年数を乗じて得た額で３０万円を限度として、理事会の承認を得て支給することができる。

（役員報酬、退職慰労金の辞退）
第７条　この規程、第４条及び第６条に定める役員報酬及び退職慰労金は辞退できる。

（費用）
第８条　当会は、役員等がその職務執行に当たり負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
2　役員等に対する旅費等の支給に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める『公益社団法人山梨県獣医師会旅費規程』による。
（公表）
第９条　当会は、この規程をもって認定法第２０条第１項に規定する報酬等の支給の基準として同法第２１条第２項の規定に従い公表するものとする。
（改正）
第１０条　この規程の改廃は、総会の決議によりおこなうものとする。
（委任）
第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、法令及び定款に別段の定めある場合を除き会長が理事会の決議により別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（平成22年12月22日理事会承認）

（平成23年5月26日総会決議）

（令和 8年4月15日理事会承認）

規　程　　1－03号

制定日　平成23年5月26日制定

施行日　平成24年4月1日施行

役員等の報酬並びに費用に関する規程

公益社団法人山梨県獣医師会

公益社団法山梨県獣医師会

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人山梨県獣医師会（以下「当会」という。）定款第２８条の規定に基づき役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年度法律第４８号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）（　以下「認定法」という。）の規定に照らし、公正性及び妥当性並びに透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、関東地区獣医師連合会三学会幹事（以下「幹事」という。）及び顧問と合わせて役員等という

（２）報酬等とは認定法第５条１３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

（３）　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（４）常勤とは、１週間の所定勤務日数の過半数の日数について、当会の主たる事務所その他の職務を行う場所を主たる勤務場所とする者をいう。

（５）非常勤とは、常勤以外の者をいう

（６）退職慰労金とは、第１号に規定する役員が任期を満了、在任中死亡又は辞任届が受理されたときに支給するものをいう。

〈役員報酬の種類〉

第３条　役員報酬は次に掲げるものをいう。

（１）報酬日額　　８，０００円

（２）通勤旅費日額　２，０００円

〈役員報酬〉

第４条　当会は、常勤及び非常勤の役員等の職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。

２　常勤の会長には報酬日額に通勤日額を加えて得た額に出勤日数を乗じた額で月額２５万円を限度として役員報酬を支給することができる。なお、会長が非常勤の場合の役員報酬は月額１０万円を限度とする。

３　非常勤の副会長（県、団体等に勤務している役員を除く）には、月額１万円を限度として支給することができる。
４　その他の理事及び監事並びに相談役及び評議員は無報酬とする。
（役員報酬の支給）
第５条　役員報酬は毎月１日から月末までの役員報酬を翌月２０日に支給する。ただし、支給日が金融機関休業日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。
２　所得税、市区町村民税、健康保険税、厚生年金保険料及び厚生年金基金を役員報酬から控除する。

（退職慰労金）
第６条　退職慰労金は、会長が役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任、又は死亡等により退任した者に支給する。ただし、死亡により退任した者については、退任した法定相続人に支給するものとする。
２　会長に対する退職慰労金は、在職期間１か年につき５万円として勤務年数を乗じて得た額で３０万円を限度として、理事会の承認を得て支給することができる。

（役員報酬、退職慰労金の辞退）
第７条　この規程、第４条及び第６条に定める役員報酬及び退職慰労金は辞退できる。

（費用）
第８条　当会は、役員等がその職務執行に当たり負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
２　役員等に対する旅費等の支給に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める『公益社団法人山梨県獣医師会旅費規程』による。
（公表）
第９条　当会は、この規程をもって認定法第２０条第１項に規定する報酬等の支給の基準として同法第２０条第２項の規定に従い公表するものとする。
（改正）
第１０条　この規程の改廃は、総会の決議によりおこなうものとする。
（委任）
第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、法令及び定款に別段の定めある場合を除き会長が理事会の決議により別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（平成22年12月22日理事会承認）

（平成23年5月26日総会決議）

報告事項１　　令和８年度事業計画の件

令和８年度事業計画

「動物の適正管理」及び「動物愛護」の推進を図ることで、「公衆衛生の向上及び県民の豊かな人間性の涵養等を目指し」事業を実施する。又これらの「事業の質を担保するため獣医師の学術及び技術の向上に関する事業等」を実施する。

公衆衛生の向上等には動物の適正管理及び動物愛護並びに獣医師の学術等の向上は相互に関連し、切り離すことはできない事業であるため、一体的に行うことにより事業効果を高めるものとする。

１　動物の適正管理

１）狂犬病の感染予防とまん延防止事業

当会が各市町村と協力して組織的に対応することにより、狂犬病の発生予防及びまん延防止の達成に大きく貢献し、公衆衛生の向上に大きく寄与する。

ａ　犬の狂犬病予防注射

狂犬病予防法（昭和２５年法律２４７号）に基づき、狂犬病の発生を防止するため犬の狂犬病予防注射を実施する。

○地　　域　　：県内全域

○予定頭数　　：26,500頭　（集合注射11,200　頭　病院注射15,300頭　）

○実施に係る契約：（ア）山梨県市長会長並びに山梨県町村会長と県獣医師会と実施に係る契約（元契約平成１２年５月２３日、変更契約平成２６年４月１日、令和２年１月３０日、令和６年２月１日）

（イ）県獣医師会と獣医師と労働契約、業務委託契約の締結（元契約平成２２年４月１日、変更契約平成２６年４月１日令和２年４月１日、令和６年４月１日）

○契約獣医師数　：６５名（集合と病院実施４８、病院のみ１７名）

○動物病院の経営形態

集合注射４８名（個人経営３６、法人経営１２）

病院注射６５名（個人経営４７、法人経営１８）

○契約に基づき、県獣医師会より契約獣医師、契約法人への給与・報酬の支払い

集合注射４８名中３６名給与、１２名が報酬支払　病院注射については全員（６３名）報酬支払

ｂ　狂犬病接種率向上に係る普及啓発

○実施対象地域　県下全域

○狂犬病についての普及啓発広告

○犬の登録の推進

○犬の鑑札、注射済票、犬マークシール、愛犬手帳及び装着リングの交付

2）　盲導犬の適正管理及び視覚障害者支援事業

盲導犬の適正管理と併せ視覚障害者への支援及び公共の福祉を目的に、県内の盲導犬に対して無料でワクチン接種及び衛生管理指導等を行う。

○支援対象犬：ハーネス友の会（会員５０名）所属の盲導犬１２頭

○支援内容：７種混合ワクチン接種、犬用フィラリア予防薬接種、ノミ・マダニの駆虫
盲導犬の適正管理のための無料相談助言

○協力獣医師：７名予定

○事業開始：平成２０年６月１日より継続事業

2　動物の愛護

一般県民や将来を担う児童生徒に対し動物の愛護と適正管理について関心と理解を深め、人と動物が調和し共生する社会の実現を目指しており、心身の健全な発達に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目的に実施する。

1）動物愛護デーの開催

県民に動物の愛護と適正な管理についての関心と理解を深め、生命尊重、平和の情操の涵養等に寄与することを趣旨とし、「動物の愛護及び管理に関する法律」第４条で規定されている動物愛護週間の期間中に、山梨県と共催で動物愛護デーのイベントを開催

開催予定日：１１月１日（日）　予定

開催予定場所：　笛吹みんなの広場

具体的主なイベント内容（予定）

ア　長寿犬表彰　県内の１８歳以上の長寿犬（平成１９年１２月３１日以前の生まれ）の飼育者を表彰　被表彰者令和７年度３８名

イ　動物愛護図画コンクール　小学生を対象に実施　応募総数：７年度８０２点

ウ　一日獣医師体験〈動物のお医者さん体験〉小学生を対象に実施

エ　犬猫無料健康診断・相談

オ　獣医系大学無料進学相談

2）学校飼育動物支援

小学校で飼育している動物の診療、児童への動物の飼育方法等の指導を通し、動物の専門家として、将来を担う生徒に命の大切さ、愛する心、他人を思いやる心など情操教育の支援を目的として実施する。笛吹市の委託事業

ア　支援対象小学校　：笛吹市立小学校１０校（７年度実績１０校）を予定

イ　支援予定獣医師　：当会小動物診療獣医師約１７名(予定)

ウ　支援期間：令和８年６月１日から令和９年３月３１日（予定）

エ　支援の具体的内容（予定）

1）学校で飼育している動物の診療

2）児童への動物等の飼育方法の指導及び教職員への飼育施設、飼育管理に関する助言等

3）２０２６動物感謝デーin JAPAN World Veterinary Day に対する協力

日時：令和８年１１月１４日（土）

主催：(公社)日本獣医師会

協力：全国５５都道府県市獣医師会

目的：人と動物が共存する豊かな社会の構築と、動物を取り巻くより良い環境の実現を目指してイベントを開催

場所：東京都立上野恩賜公園野外ステージ

3　獣医師の獣医学術・技術向上

獣医学の知識、技術の高位平準化を図り、獣医師を通じて地域社会への還元と、公開講座等により一般への獣医学術の普及を目的としており、獣医学術・技術の振興に大きく寄与する事業である。

2024 年に石川県能登半島地震という悲劇なニュースから始まった。北海道から九州まで全国各地で、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が発生し、多くの人々や動物が被災されている。いつ発生しても不思議ではない大規模災害時には、動物医療救護支援活動を進めるための体制づくりが必要になってくる。

県獣医師会と山梨県は 2022 年の 10 月 20 日に大規模災害時の被災動物の支援に関する協定を締結し、被災者が安心して、飼養する犬猫等と同行避難出来る様に　した。また、関東地域においても大規模地震等の災害が発生した場合、関東地区　獣医師会連合会災害相互協力に関する協定を締結し、災害時には、各獣医師会に　おいて対応可能な範囲で相互支援を行う。

平成 30 年 9 月に 26 年ぶりに発生した豚熱(CSF)が、養豚場から野生のイノシシまで確認されてから、北海道を除く全国の都府県でワクチン接種推奨地域に指定された。また今年度は高病原鳥インフルエンザの発生により、現在まで、全国で１４道県、２１事例、約５００万羽が殺処分され、毎年多く畜産業界のみならず，社会問題化している。

このように状況等から、獣医師の獣医学術・技術向上対策は重要な課題で、このことなくしては本会の動物の適正管理及び動物の愛護事業等の推進は不可能となっているのが現状である。

具体的には、学会・講習・研修会を開催し、又その参加を奨励し支援する。

1）第４１回世界獣医師大会２０２６（東京大会）の参加奨励・支援

日本で開催されるのは、３０年ぶり。

開催日時：令和８年４月２１日（火）～２４日（金）

開催場所：東京国際フオーラム（有楽町）

主　催：世界獣医師会（WVA）・公益社団法人日本獣医師会

後　援：農林水産省、厚生労働省、環境省、(予定)

2）令和８年度獣医学術関東・東京合同地区学会三学会ならびに同獣医師大会（横浜市獣医師会主催）の参加奨励・支援・共催

関東地区及び東京の１０の獣医師会が各県持ち回りで毎年１回開催している。

開催日時：令和８年９月６日（日）

開催場所：パシフィコ横浜　ノース

主　催：公益法人横浜市獣医師会

共　催：関東各都県・横浜市・川崎市９獣医師会

協　賛：公益社団法人　日本獣医師会

後　援：農林水産省、厚生労働省、環境省、（予定）

2）学会・講習会研修会の開催

ア　小動物講習会の開催

家庭で飼育されている犬や猫は人の伴侶動物と言われ、高齢化社会・核家族化社会において、家族の一員とみなされ、その動物たちが健康で幸せに暮らすことは、飼育者である人々の幸せに直結している。又家庭動物は人との接点が多く人医師等従事者の技術や知識の高位平準が必要不可欠である。

このため、家庭動物医療に関する種々な分野における専門的知見の高い講師を招聘して研修会等を実施し、最新の学術情報を獣医師等従事者に提供すると共に、動物医療に関する知識や技術の普及・啓発をはかっていく。又関係者だけでなく一般の市民の参加を呼び掛ける。　演題は検討中（小動物部会研修委員会）

[令和７年度　小動物部会研修会]・・・対面及びWEB

日　時：令和８年１月２２日（木）

場　所：昭和町西条彩の広場管理棟

演　題：JAK阻害剤　ゼンレリア錠の紹介

イ　産業動物講習会の開催

野生のいのししからCSFの陽性事例が確認されてから、北海道を除く全国の都　府県でワクチン接種推奨地域に指定されました。また高病原性鳥インフルエンザは、今年度は、現在までに約４００万羽が殺処分され多く畜産界のみならず，社会問題化している。産業動物の病気について、畜産界のみならず、一般の関心が非常に高いので、これら産業動物の疾病について時宜にかなった疾病について、畜産関係者（獣医師、人工授精師等）を対象にその道の専門家を招聘し、最新の知識を習得し治療、防疫対策等に活かしていく。演題は検討中。

[令和７年度 産業動物研修会]

① WEBでの開催：現場を活かす牛の画像診断～見える診療をはじめよう～

（令和８年１月２３日）

② 家畜保健衛生所業績発表会　勉強会　　（令和８年２月１３日）

ウ　公衆衛生関係研修会の開催

公衆衛生業務に携わっている関係者（獣医師、食品衛生監視員等県職員等）を対象に例年どおり研修会を実施し知識・技術向上に努める。演題は、検討中

［令和７年度　獣医公衆衛生研修会］

・令和８年２月２８日に開催：科学的根拠に基づく食品安全評価と公衆衛生獣医師の役割（リスクアナリシスの最前線から）

なお、講習会・研修会の開催については獣医師だけでなく関係者、一般県民に広く参加を呼びかけるものとする。

４　その他

１）畜産協会、農業共済等県内関係団体との連携

２）勤務獣医師待遇改善等

収 支 予 算 書（正味財産増減計算ベース）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
Ⅰ．一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
（1）経常収益				
特定資産運用益				
特定資産利息収入	1,000	1,000	0	
受取会費				
県獣会費収入	2,801,000	2,714,000	87,000	診療会員49名、非診療会員103名、80歳以上20名、75歳以上15名、70歳以上18名
事業収益				
狂犬病予防事業収入	82,285,000	85,385,000	△ 3,100,000	3,100×26,500頭・狂犬病普及啓発
受託金収入	250,000	250,000	0	笛吹市より
受取補助金等				
補助金収入	700,000	765,000	△ 65,000	山梨県福祉保健部より
受取負担金				
負担金収入	350,000	350,000	0	山梨県農業共済組合・狂犬病予防事業
雑収益				
雑収入	165,000	165,000	0	保険事務（日獣より）・MC事務手数料
経常収益計	86,552,000	89,630,000	△ 3,078,000	
(2)経常費用				
事業費	83,258,200	86,394,388	△ 3,136,188	
役員報酬	1,188,000	1,188,000	0	
職員給与	5,415,000	5,443,500	△ 28,500	
役員退職給付費用	0	0	0	
職員退職給付費用	0	129,675	△ 129,675	
福利厚生費	883,500	882,550	950	社会保険料
役員旅費	349,000	269,000	80,000	
職員旅費	410,000	350,000	60,000	
会議費	80,000	80,000	0	
旅費交通費	400,000	200,000	200,000	
通信運搬費	375,000	355,000	20,000	
什器備品費	100,000	100,000	0	
消耗品費	1,649,000	1,612,000	37,000	狂犬病予防注射注射器・愛護デー等
印刷製本費	877,600	815,600	62,000	
賃借料	100,000	200,000	△ 100,000	会場借上
諸謝金	310,000	350,000	△ 40,000	動物愛護・学術研修
公租公課	2,447,000	2,533,000	△ 86,000	消費税
支払負担金	396,000	596,000	△ 200,000	関獣連・三学会・日獣動物感謝デー
支払助成金	740,000	790,000	△ 50,000	
予防注射（ワクチン）	10,037,500	11,041,250	△ 1,003,750	25,000頭
予防注射（給与）	17,395,040	18,231,200	△ 836,160	
予防注射（報酬）	38,034,960	39,308,800	△ 1,273,840	
予防注射（保険料）	740,000	740,000	0	
支払手数料	150,000	150,000	0	振込手数料
普及広報活動費	440,000	380,000	60,000	動物愛護・狂犬病予防接種・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
修繕費	100,000	100,000	0	
保険料	235,600	203,063	32,537	
水道光熱費	195,000	165,750	29,250	
雑費	210,000	180,000	30,000	

報告事項2　令和8年度収支予算書の件

科　目	予算額	前年度予算額	増　減	備　考
管理費	2,758,900	2,728,712	30,188	
役員報酬	132,000	132,000	0	
職員給与	285,000	286,500	△ 1,500	
役員退職給付費用	0	0	0	
職員退職給付費用	0	6,825	△ 6,825	
福利厚生費	46,500	46,450	50	
役員旅費	131,000	131,000	0	
会議費	20,000	20,000	0	
通信運搬費	45,000	45,000	0	
消耗品費	21,000	21,000	0	
印刷製本費	110,000	110,000	0	
保険料	12,400	10,687	1,713	
水道光熱費	5,000	4,250	750	
支払負担金	1,391,000	1,355,000	36,000	日獣・6000円×185名（205名内20名免除）均等割額19万円 畜産協会・技術連盟・まきば
慶弔交際費	200,000	200,000	0	
諸謝金	300,000	300,000	0	税理士・弁護士顧問料等
雑費	60,000	60,000	0	
経常費用計	86,017,100	89,123,100	△ 3,106,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	534,900	506,900	28,000	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	534,900	506,900	28,000	
2．経常外増減の部				
(1)経常外収益				
(2)経常外費用				
当期一般正味財産増減額	534,900	506,900	28,000	
一般正味財産期首残高	15,748,717	15,241,817	506,900	
一般正味財産期末残高	16,283,617	15,748,717	534,900	
Ⅱ．指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減	0	0	0	
指定正味財産期首残高	12,273,448	12,273,448	0	
指定正味財産期末残高	12,273,448	12,273,448	0	
Ⅲ．正味財産期末残高	28,557,065	28,022,165	534,900	

報告事項２　　収支予算書（正味財産増減計算ベース）　内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	公益	法人	計
Ⅰ．一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）経常収益			
特定資産運用益			
特定資産利息収入	1,000		1,000
受取会費			0
県獣会費収入		2,801,000	2,801,000
事業収益			0
狂犬病予防事業収入	82,285,000		82,285,000
受託金収入	250,000		250,000
受取補助金等			
補助金収入	700,000		700,000
受取負担金			0
負担金収入	300,000	50,000	350,000
雑収益			0
雑収入	115,000	50,000	165,000
経常収益計	83,651,000	2,901,000	86,552,000
（２）経常費用			
事業費	83,258,200	0	83,258,200
役員報酬	1,188,000		1,188,000
職員給与	5,415,000		5,415,000
役員退職給付費用	0		0
職員退職給付費用	0		0
福利厚生費	883,500		883,500
役員旅費	349,000		349,000
職員旅費	410,000		410,000
会議費	80,000		80,000
旅費交通費	400,000		400,000
通信運搬費	375,000		375,000
什器備品費	100,000		100,000
消耗品費	1,649,000		1,649,000
印刷製本費	877,600		877,600
賃借料	100,000		100,000
諸謝金	310,000		310,000
租税公課	2,447,000		2,447,000
支払負担金	396,000		396,000
支払助成金	740,000		740,000
予防注射（ワクチン）	10,037,500		10,037,500
予防注射（給与）	17,395,040		17,395,040
予防注射（報酬）	38,034,960		38,034,960
予防注射（保険料）	740,000		740,000
支払手数料	150,000		150,000
普及広報活動費	440,000		440,000
修繕費	100,000		100,000
保険料	235,600		235,600
水道光熱費	195,000		195,000
雑費	210,000		210,000

科　目	公益	法人	計
管理費	0	2,758,900	2,758,900
役員報酬		132,000	132,000
職員給与		285,000	285,000
役員退職給付費用		0	0
職員退職給付費用		0	0
福利厚生費		46,500	46,500
役員旅費		131,000	131,000
会議費		20,000	20,000
通信運搬費		45,000	45,000
消耗品費		21,000	21,000
印刷製本費		110,000	110,000
保険料		12,400	12,400
水道光熱費		5,000	5,000
支払負担金		1,391,000	1,391,000
慶弔交際費		200,000	200,000
諸謝金		300,000	300,000
雑費		60,000	60,000
経常費用計	83,258,200	2,758,900	86,017,100
評価損益等調整前当期経常増減額	392,800	142,100	534,900
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	392,800	142,100	534,900
2．経常外増減の部			
(1)経常外収益			
(2)経常外費用			
当期一般正味財産増減額	392,800	142,100	534,900
一般正味財産期首残高	8,495,209	7,253,508	15,748,717
一般正味財産期末残高	8,888,009	7,395,608	16,283,617
Ⅱ．指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減			
指定正味財産期首残高	11,659,773	613,675	12,273,448
指定正味財産期末残高	11,659,773	613,675	12,273,448
Ⅲ．正味財産期末残高	20,547,782	8,009,283	28,557,065

報告事項3　　付帯決議に関する件

令和8年度収支予算書(正味財産増減ベース) の勘定科目間の相互の流用は予算総額の範囲内で会長に一任する。

報告事項４　　資金調達及び設備投資の見込みについて

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（１）資金調達の見込みについて

当期間中における借入金の予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先を記載してください。

借入の予定		なし	
事業番号	借入先	金額	使途

（２）設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む）の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし	
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額	資金調達方法又は取得資金の使途

報告事項５　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会・獣医学術３学会に関する事業報告及び収支決算報告の件
（令和７年度第３回関東・東京合同地区獣医師会理事会承認事項）
[令和８年年２月１５日：華やぎの章　慶山　７Ｆ会議室]

第１号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師会事業報告及び会費収支決算報告について

Ⅰ　令和７年度関東・東京合同地区獣医師会事業報告

１　理事会

【第１回　関東・東京合同地区獣医師会理事会】
日　時　令和７年４月１３日(日)　13:30～14:55
場　所　山梨県農業共済会館　２Ｆ研修室　(山梨県甲府市宝１丁目 21-20)
出席者　34名
議　題
第１号議案　令和７年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
第２号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会開催計画(案)及び収支予算(案)について
第３号議案　令和７年度獣医事功績者表彰について
第４号議案　令和７年度日本獣医師会委託各種講習会の担当獣医師会について
報告事項
公益社団法人群馬県獣医師会獣医学術関東・東京合同地区学会運営規程について

【第２回　関東・東京合同地区獣医師会理事会】
日　時　令和７年７月６日(日)　14:00～15:11　　(リモートで実施)
場　所　ホスト会場「山梨県畜産協会　会議室」
出席者　32名
議　題
第１号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会について
第２号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会の運営について
第３号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会特別功労者表彰・獣医事功績者表彰について
第４号議案　(公社) 日本獣医師会職域総合部会総務委員会委員の推薦について

【第３回　関東・東京合同地区獣医師会理事会】
日　時　令和７年２月 15 日(日)　14:00～
場　所　華やぎの章　慶山　(山梨県笛吹市石和町市部 822)
出席者　　34名
議　題
第１号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師会事業報告及び会費収支決算報告について
第２号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会事業報告、同経費収支決算報告について

≪監査報告≫
第１号・第２号議案にて提出した事業報告及び収支決算報告について

第３号議案　令和８年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会の担当、連携・相互協力について

第４号議案　令和８年度関東地区獣医師会連合会役員(案)及び東京地区獣医師会役員(案)について

2　幹事会

【第１回　関東・東京合同地区獣医師会幹事会】

日　時　令和７年４月１３日(日)　14:00～15:00

場　所　山梨県農業共済会館２F 研修室・特別会議室、第２会議室

出席者　33 名（産業動物：12 名　小動物：11 名　公衆衛生：10 名）(事務局を除く)

議　題

（1）獣医学術関東・東京合同地区学会発表演題の募集について
（2）大会・三学会開催について
（3）今後の会議開催予定について
（4）その他

報告事項

公益社団法人山梨県獣医師会獣医学術関東・東京合同地区学会運営規程について

【第２回　関東・東京合同地区獣医師会幹事会】

日　時　令和７年７月８日(日)　14:00～15:00　　リモートで実施

場　所　ホスト会場　「山梨県畜産協会　会議室」

出席者　36 名（産業動物：12 名　小動物：12 名　公衆衛生：12 名）(事務局を除く)

議　題

（1）令和７年度獣医学術関東・東京合同地区学会発表演題について
（2）学会審査員、座長の選任について
（3）学会審査について
（4）その他

3　日本獣医師会委託講習会・研修会

【令和７年度日本獣医師会 委託講習会（小動物臨床)】

<栃木県獣医師会受託>

開催日時：令和７年１１月２日(日)14:00～18:00 まで

開催場所：ホテルニューイタヤ

開催方法：対面開催

講演内容：猫医療

（1）　食べない猫の解決法
（2）　純血種ってどれも同じと思ってませんか？
（3）　猫の口内炎の内科管理
（4）　猫の便秘症について

講　　師：東京猫医療センター医院長　服部　幸　先生
参加者人数：獣医師５３名　動物看護師５３名（計１０６名）

【令和７年度日本獣医師会 委託講習会（獣医公衆衛生）】
<神奈川県獣医師会受託>
開催日時：令和７年 10 月 12 日(日)　14:00～17:00
開催場所：Zoomウエビナー
開催方法：Web
講演名称：神奈川県医師会・神奈川県獣医師会合同人獣共通感染症One Health講演会
第１部　：「わが国の野生動物に分布する病原性Bartonellaとそのベクターについて」
講　師：日本大学生物資源科学部 獣医公衆衛生学研究室 準教授　佐藤　真悟先生
第２部　：「新型コロナの振返りと人獣共通感染症による新興・再興感染症のリスク」」
講　師：川崎市健康安全研究所　参与　阿部　信彦　先生

参加者人数：Web 参加　約９０名

4　（公社）日本獣医師会職域総合部会総務委員会委員の推薦について
公益社団法人山梨県獣医師会　理事・事務局長　輿水佳哉 氏を推薦

Ⅱ　令和７年度 関東・東京合同地区獣医師会 会費収支決算報告

収　　入	３６０,０００円
支　　出	３６０,０００円
差引残高	０円

収入の部　　（単位 ： 円）

科　目	予算額	決算額	差異	備　　考
前年度繰越金	0	0	0	
会　　費	324,000	324,000	0	36,000 円×9 獣医師会
合同会議負担金	36,000	36,000	0	東京都獣医師会
計	360,000	360,000	0	

支出の部　　（単位 ： 円）

科　目	予算額	決算額	差異	備　　考
会　議　費	360,000	360,000	0	第１回理事会開催経費　141,332 円 第２回理事会開催経費　98,020 円 第３回開理事会催経費　120,648 円
計	360,000	360,000	0	

第２号議案　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会事業報告、同経費収支決算報告について

１　令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会事業報告

（１）日　時　令和７年９月７日(日)

（２）場　所　アピオ　タワー館

（３）参加者　587名（大会・三学会参加）
横浜市 40名　川崎市 21名　東京都 62名　茨城県 46名 千葉県 48名
栃木県 20名　神奈川県 44名　埼玉県 27名　群馬県21名山梨県 92名
地区学会長・学識経験者６名　会員外18名　獣医師大会来賓13名
市民公開講座（一般参加者・地方会会員等）　170名
災害動物支援セクション（地方会会員等）　80名、
（他に、展示企業32社）

（４）関東・東京合同地区獣医師大会被表彰者
特別功労者　３名
群馬県　　桑原　保光　先生（公益社団法人　群馬県獣医師会　前会長）
神奈川県　鳥海　　弘　先生（公益社団法人　神奈川県獣医師会　前会長）
栃木県　　大住　　敬　先生（公益社団法人　栃木県獣医師会　前会長）
獣医事功績者表彰　58名
横浜市 ３名　川崎市　なし　東京都15名　茨城県 ７名　千葉県 ７名
栃木県 ５名　神奈川県３名　埼玉県 ７名　群馬県８名　山梨県 ３名

（５）大会提出議案
第１号議案　One Health（ヒトと動物の健康と環境保全の重要性）のさらなる推進について
第２号議案　狂犬病の危険性とワクチン接種の重要性の再認識について
第３号議案　海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化を図ることについて
第４号議案　災害時におけるペット同行避難場所の確保することについて
第５号議案　社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立について

（６）学会関係
（ア）発表演題数　産業動物獣医学会　26題
小動物獣医学会　　43題
獣医公衆衛生学会　14題　　計83題

（イ）地区学会長賞受賞演題

①産業動物獣医学会

佐藤　朝咲　先生（茨城県）

「豚繁殖・呼吸障害症候群ワクチン非接種農場における欧州型ワクチン由来株検出事例」

野口　倫子先生（神奈川県）

「妊娠豚への豚熱ワクチン接種時期と移行抗体量の関係性」

②小動物獣医学会

鷹栖　雅峰　先生（栃木県）

「猫の骨形成不全症の原因遺伝子変異の分子生物学的検索」

佐々木　崇文　先生（川崎市）

「Neisseria spp.感染症と生前に確定診断し治療しえた猫の１例」

原田　恭司　先生（東京都）

「膝蓋骨内方脱臼の治療として大腿骨と脛骨に矯正骨切り術を実際したトイ・プードルの１例」

③獣医公衆衛生学会

大澤　修一　先生（茨城県）

「茨城県内の日本紅斑熱好発地域におけるマダニの活動時期および保有する病原体の網羅的解析について」

（ウ）学術奨励賞受賞演題

①産業動物獣医学会

山下　洸輝　先生（栃木県）

「乳牛の第四胃左方変位における新たな外科手術法の確立」

関野　惣介　先生（栃木県）

「2018年から2024年に検出された牛A群ロタウイルスの分子疫学解析 」

②小動物獣医学会

山﨑　敦史　先生（神奈川県）

「ムコ多糖症Ⅵ型と診断した犬の１例」

上野　らら　先生（神奈川県）

「光干渉断層計（OCT）を用いて網膜の層構造の変化を検出できた猫の網膜変性の１例」

寺門　邦彦　先生（神奈川県）

「瞬膜腺脱出に対してアンカー法とポケット法の併用手術を行った犬の治療成績」

③獣医公衆衛生学会

藤巻　かな子　先生（群馬県）

「豚解体処理で枝肉に付着した異物の微生物学的調査」

（7）市民公開講座

講演　「あなたのペットは大丈夫？」
～ダニから感染するペットと人の共通感染症～
講師　国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所
獣医科学部長　前田　健　先生　　博士（獣医学）

（8）災害動物支援セクション

「被災したペットの現状と課題、獣医師に求められる支援とは！」
～災害ペットの現状と課題から、獣医師に求められる支援、
これからの獣医師会の対策を一緒に考えましょう！～

[基調講演]

講演１　「被災ペットの現状と課題」
講師　（公社）日本獣医師会 危機管理室危機管理統括補佐
（公社）東京都獣医師会 顧問
（特非）ANICE（アナイス）理事長
平井　潤子　先生

講演２　「獣医師会の災害支援の取り組み～VMAT の創設」
講師　（公社）日本獣医師会 災害対策委員長
（公社）東京都獣医師会 VMAT
藤本　順介　先生

講演３　「ペットの災害支援の取り組みと同室避難プロジェクトの紹介」
講師　りく・なつ同室避難推進プロジェクト　アドバイザー
歌手／所属事務所　ボイスミュージック
伍代　夏子　先生

[講演者によるクロストーク]（各地方会災害担当者等の情報交換）

テーマ：「獣医師会に求められる、被災地支援と平時の備え」
座長：藤本　順介先生　　（公社）日本獣医師会 災害対策委員長

（10）交流会

参加者　260 名（来賓、獣医師会会員、展示企業関係者等）

2　令和7年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会収支決算報告

収入の部　　（単位：円）

科目	予算額	決算額	比較増減	備　考
1　負担金	**12,700,000**	**10,527,027**	**△ 2,172,973**	
（1）関東地区獣医師会	900,000	900,000	0	100,000円×９獣医師会
（2）東京都獣医師会	100,000	100,000	0	
（3）日本獣医師会	1,300,000	1,300,000	0	地区学会運営費
（4）山梨県獣医師会	5,500,000	4,439,027	△ 1,060,973	山梨県獣医師会負担分
（5）参加者負担金	4,550,000	3,388,000	△ 1,162,000	有料320名　1,920,000円 免除　111名　0円 交流会132名　1,056,000円 会員外8名　82,000円 表彰超過者　34名　170,000円 理事会懇親会　160,000円※概算
（6）助成金	350,000	400,000	50,000	各関係団体に依頼
2　展示・広告料	**4,950,000**	**2,621,300**	**△ 2,328,700**	
（1）展示	3,300,000	1,763,300	△ 1,536,700	31社（1区画44,000円　税込）
（2）広告料	1,650,000	858,000	△ 792,000	15社（平均57,200 円　税込）
3　ランチョンセミナー協賛金	**660,000**	**0**	**△ 660,000**	
4　雑収入	**0**	**4,150**	**4,150**	利息
計	**18,310,000**	**13,152,477**	**△ 5,157,523**	

支出の部　　（単位：円）

科目	予算額	決算額	比較増減	備　考
1　事務経費	**900,000**	**829,453**	**△ 70,547**	
（1）消耗品費	50,000	78,098	28,098	事務用品等
（2）通信運搬費	50,000	31,630	△ 18,370	郵便代、配送代等
（3）事務運営費	800,000	719,725	△ 80,275	諸経費
2　会議室使用費	**400,000**	**586,180**	186,180	幹事会、実行委員会等
3　旅費交通費	**1,000,000**	**350,500**	△ 649,500	地区学会長、学識経験者、講師、県獣スタッフ等
4　市民公開講座等開催費	**800,000**	**327,288**	△ 472,712	講師謝礼等
5　会場費	**6,800,000**	**4,795,300**	**△ 2,004,700**	
（1）借り上げ料	3,000,000	3,000,000	0	アピオタワー館等
（2）設備費	3,800,000	1,795,300	△ 2,004,700	映像、看板、展示会場設営等
6　運営費	**8,277,100**	**6,263,756**	**△ 2,013,344**	
（1）学会運営等委託費	3,500,000	3,204,700	△ 295,300	㈱タスプ ・印刷費　944,200円 ・PC備品等　1,149,000円 ・サイン関係　381,500円 ・人件費・宿泊費　430,000円 ・運営事務経費　300,000円
（2）記念品費	400,000	396,000	△ 4,000	表彰者、優秀発表者
（3）食糧費	4,377,100	2,663,056	△ 1,714,044	理事会懇親会、お弁当、交流会アピオ等
7　予備費	**132,900**	**0**	**△ 132,900**	
計	**18,310,000**	**13,152,477**	**△ 5,157,523**	

監　査　報　告

1　監査日　　令和８年２月１５日(日)　13:00 から

2　場　所　　華やぎの章慶山　２Ｆ　桃源

3　監査内容

（1）令和７年度関東・東京合同地区獣医師会事業報告

（2）令和７年度関東・東京合同地区獣医師会会費収支決算報告

（3）令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会事業報告

（4）令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会収支決算報告

上記について監査をした結果、いずれも適正であったことを認めます。

令和８年２月１５日

令和７年度関東地区獣医師会連合会
令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会
監事　川崎市獣医師会会長　　木村　真治

令和７年度関東地区獣医師会連合会
令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会
監事　茨城県獣医師会会長　　宇佐美　晃

令和７年度関東・東京合同地区獣医師大会
監事　東京都獣医師会副会長　中川　清志

第３号議案

令和８年度関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会の担当、連携・相互協力について

１　令和８年度(2026 年度) 関東・東京合同地区獣医師大会及び獣医学術関東・東京合同地区学会の開催について

主　　催：公益社団法人 横浜市獣医師会

開催年月日：令和８年９月６日（日）

開 催 会 場：パシフィコ横浜　ノース

２　関東地区獣医師会連合会及び公益社団法人東京都獣医師会の連携･相互協力について

（１）関東地区獣医師会連合会及び公益社団法人東京都獣医師会の連携･相互協力に関する覚書（別紙写し）

（２）関東地区獣医師会連合会及び東京都獣医師会間における災害時相互協力に関する協定書並びに細目（別紙写し）

関東地区獣医師会連合会及び公益社団法人東京都獣医師会の連携・相互協力に関する覚書

第１条　本覚書は、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則第３条において定める地区制において、関東地区を代表する関東地区獣医師会連合会(以下「甲」という。)と東京地区を代表する公益社団法人東京都獣医師会(以下「乙」という。)の合同による獣医師会活動の推進を通じ、地区制の円滑な運営と併せ、両地区の獣医学術の振興及び獣医事の向上等に資することを目的に定める

第２条　前条の目的を達成するために、甲と乙は、それぞれの地区を代表する獣医師会（連合会）として、公益社団法人日本獣医師会の関係規程に基づく任務を遂行するとともに、地区学会及び地区獣医師大会については、両地区が対等の立場で、毎年度合同して開催・運営にあたる。

第３条　甲と乙は、合同して関東・東京合同地区学会(以下「合同地区学会」という。)及び 関東・東京合同地区獣医師大会(以下「合同地区大会」という。)の開催・運営(開催運営に関する準備会合等を含む。)にあたることとし、その主催担当は、関東地区獣医師会連合会会則（平成20年３月19日制定、以下「連合会会則」という。）の第５条に規定する地方獣医師会の輪番制とするが、乙は平成29年度とその後10年一巡で担当する。なお、不測の事態により、合同地区学会及び合同地区大会の開催・運営が延期または中止となった場合は、その都度関東・東京合同地区獣医師会理事会で決定する。

２　合同地区学会及び合同地区大会の円滑な推進を図るため、甲及び乙は、毎年度合同で会議を開催する。なお、会議は、合同地区学会及び合同地区大会の主催を担当する甲の会長又は乙の会長が招集するが、会議には、甲の役員並びに乙の会長及び担当副会長が出席する。

註１：連合会会則第６条２項(1)により、令和３年度は公益社団法人栃木県獣医師会が甲の会長の任及び合同地区学会、合同地区大会の主催を担当し、次回以降は、別表のとおりの輪番で関東地区獣医師会連合会長、合同地区学会、合同地区大会の主催を担当する。

２：乙は合同地区学会の開催を前提に、平成19年度から産業動物、小動物、公衆衛生各部門の東京地区学会の組織整備を推進する。

３：毎年度の合同地区学会、合同地区大会の開催運営に関する甲と乙の経費負担割合等については、別途、甲と乙の双方が協議の上、決定する。

第４条　前条第２項に規定する会議の開催経費として、甲は連合会会則の附則第３号に定める会費及び負担金の一部を充て、また、乙は分担金として金100,000円を拠出する。

第５条　本覚書に定めた事項について疑義が生じたときは、甲と乙の双方が協議の上、決定する。また、本覚書に定めのない事項についても同様とする。

第６条　覚書の有効期間は、令和３年７月11日から令和４年３月31日迄とする。但し、本覚書に定められた内容は、甲又は乙より申し出のない限り、毎年継続するものとする。

第７条　以上覚書を相互に確認するため、本覚書書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各１通を保有する。

令和３年７月11日

甲　　関東地区獣医師会連合会
　　会　長　　大　住　　敬

乙　　公益社団法人　東京都獣医師会
　　会　長　　村　中　志　朗

別表

関東・東京合同地区獣医師会における区分

西暦	年号	年号	関東地区獣医師会 連合会長	大会学会 主催獣医師会
2015	平成27年度		横浜市	横浜市
2016	平成28年度		川崎市	川崎市
2017	平成29年度		茨城県	東京都
2018	平成30年度		茨城県	茨城県
2019	平成31年度	令和元年度	千葉県	千葉県
2020		令和2年度	栃木県	中止
2021		令和3年度	栃木県	栃木県
2022		令和4年度	神奈川県	神奈川県
2023		令和5年度	埼玉県	埼玉県
2024		令和6年度	群馬県	群馬県
2025		令和7年度	山梨県	山梨県
2026		令和8年度	横浜市	横浜市
2027		令和9年度	川崎市	川崎市
2028		令和10年度	千葉県	東京都
2029		令和11年度	茨城県	茨城県
2030		令和12年度	千葉県	千葉県
2031		令和13年度	栃木県	栃木県
2032		令和14年度	神奈川県	神奈川県
2033		令和15年度	埼玉県	埼玉県
2034		令和16年度	群馬県	群馬県
2035		令和17年度	山梨県	山梨県
2036		令和18年度	横浜市	横浜市
2037		令和19年度	川崎市	川崎市
2038		令和20年度	栃木県	東京都
2039		令和21年度	茨城県	茨城県
2040		令和22年度	千葉県	千葉県
2041		令和23年度	栃木県	栃木県

関東地区獣医師会連合会及び東京都獣医師会間における
災害相互協力に関する協定書

大規模災害時における災害時相互協力に関し、関東地区獣医師会連合会を甲とし、公益社団法人東京都獣医師会を乙とし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、関東地域において大規模災害が発生した場合、「関東地区獣医師会連合会及び公益社団法人東京都獣医師会の連携・相互協力に関する覚書」に基づき、甲及び乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関して必要な事項を定める。

（協力の内容及び要請等の手続き）
第２条　大規模災害が発生した場合、甲又は乙において協力を要請するときには、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要な事項を明らかにして、要請しなくてはならない。

（協力の履行）
第３条　甲又は乙は、必要に応じて救援要請を行うものとする。協力要請を受けた事項について、特別な理由がない限り、誠意をもって必要かつ対応可能な業務を行う。

（連絡調整）
第４条　この協定に関わる連絡調整については、甲を総理する獣医師会及び乙とが行う。

（活動の停止）
第５条　大規模災害が収束に向かい、被災地域獣医師会が単独でその復旧に努めることが可能になった場合は、甲及び乙は協議して、この協定に基づく活動を停止する。

（協定の有効期間）
第６条　この協定書の有効期間は、１年間とする。
２　前項の満了の日３ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の解除又は改訂する意思表示がないときは、さらに、１年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。

（細目）
第７条　この協定に関する細目は別途定める。

平成29年4月1日

甲　関東地区獣医師会連合会
会　長　小林　貞雄

乙　公益社団法人　東京都獣医師会
会　長　村中　志朗

施　　行　平成19年4月1日
一部改正　平成24年4月1日

「関東地区獣医師会連合会及び東京都獣医師会間における災害時相互協力に関する協定書」第７条に基づく細目は、次のとおり定める。

（甲又は乙の業務）
第１条　甲又は乙は、自地域獣医師会内において大規模災害が発生し、「関東地区獣医師会連合会及び東京都獣医師会間における災害時相互協力に関する協定書」（以下「協定書」）第２条の協力内容は、
１　情報伝達に関する事項
２　被災動物の一時保護及び収容に関する協力事項
３　被災獣医師会の復興に関する協力事項
４　被災獣医師会の機能補完に関する事項
とし、甲又は乙の救援が必要であると機関決定した場合、速やかに要請を行う。

（要請の手続き）
第２条　協力要請の手続きは、甲又は乙の獣医師会事務局を通して行うこととするが、災害発生状況等によって障害のある場合は、会長を連絡窓口とする。ただし、甲及び乙の会長の状況によっては、副会長がこの任に当たる。

（非常措置）
第３条　被災地域獣医師会との連絡がとれない場合、他地域獣医師会は相互連携し、速やかに当該地域の被災状況等を調査するとともに、救援が必要であると機関決定した場合には、救援要請がない場合であっても公益社団法人日本獣医師会と協議し、相互協力事項に関して活動を開始することができる。

（災害時通常連絡）
第４条　甲又は乙がこの協定に基づく救援を必要としない場合であっっても、被災状況等について可及的速やかに相互に情報提供を行う。

（日本獣医師会との連絡調整）
第５条　この協定に基づき甲又は乙が救援活動を行う場合、公益社団法人日本獣医師会と連絡を緊密に行うとともに、他団体間との情報交換を行う。この連絡、情報交換にあっては、被災地域獣医師会をもって行うこととするが、当該獣医師会の被災状況によっては、甲又は乙獣医師会長がこの連絡窓口となる。

（平常時措置）
第６条　甲の理事会において、各地域獣医師会における動物救護対策等の情報交換を行う。

（連絡方法）
第７条　災害が発生した場合の甲乙間の連絡は、電子メール、ファクシミリ等書類による事後確認ができる手段とするが、緊急の場合、多様な手段を用い、事後書類を作成することを可とする。

関東地区獣医師会連合会災害時相互協力に関する協定書

災害時における相互協力に関し、関東地区獣医師会連合会を構成する獣医師会（以下「構成獣医師会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、構成獣医師会の活動区域において災害が発生し、被災した構成獣医師会単独では十分な対応ができない場合に、被災した構成獣医師会の要請により、他の構成獣医師会が対応可能な範囲で円滑に相互協力を行うために必要な事項を定める。

（支援の内容及び要請の手続き）

第２条　支援の内容は、次のとおりとする。

(1)　動物救援活動に関する支援

(2)　被災した構成獣医師会の復興に関する支援

(3)　被災した構成獣医師会の活動の支援

(4)　その他、被災した構成獣医師会が要請する支援

２　支援の要請は、関東地区獣医師会連合会（以下「連合会」という。）会長に行ない、当該獣医師会が被災して対応できない場合には、次期に予定する会長に要請する。

３　支援要請を受けた連合会の会長は、速やかに構成獣医師会会長あてに支援を要請する。

（連絡調整）

第３条　前条の支援要請を行った構成獣医師会の会長は、支援を要請した構成獣医師会及び支援を行う構成獣医師会との連絡調整を行うとともに、公益社団法人日本獣医師会に状況を報告する。

（支援の履行）

第４条　連合会の会長から支援要請を受けた構成獣医師会は、支援の内容について対応が可能と判断した場合は、誠意をもって履行する。

（支援要請がない場合の支援）

第５条　第２条第２項の要請の手続きにおいて、被災した獣医師会が連絡をとれずに支援要請ができないと推測される場合は、被災した獣医師会以外の獣医師会が個々に判断し、被災地を調査し、支援することも差し支えない。

（活動の停止）

第６条　支援を要請した獣医師会から、支援の停止の連絡があった場合に、構成獣医師会はこの協定に基づく活動を終了する。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。
２　期間満了の３か月前までに、構成獣医師会のいずれからも更新しない旨の申し入れがないときは、この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

（細目）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を９通作成し、構成獣医師会会長記名押印のうえ、各１通を保管する。

平成31年３月28日

公益社団法人茨城県獣医師会
会　長　宇佐美　晃

公益社団法人千葉県獣医師会
会　長　市　川　陽一郎

公益社団法人栃木県獣医師会
会　長　大　住　　敬

公益社団法人神奈川県獣医師会
会　長　鳥　海　　弘

公益社団法人埼玉県獣医師会
会　長　髙　橋　三　男

公益社団法人群馬県獣医師会
会　長　木　村　芳

公益社団法人山梨県獣医師会
会　長　笠　松　豊　乗

公益社団法人横浜市獣医師会
会　長　井　上　亮

公益社団法人川崎市獣医師会
会　長　竹　原　秀　行

第４号議案

令和８年度関東地区獣医師会連合会及び東京地区獣医師会役員名簿

令和８年度関東地区獣医師会連合会役員名簿

氏　名	地方会役職名	関獣連役員	大会役員	学会役員	備　考
溝呂木　啓之	横浜市獣医師会会長	会　長	会　長	地区学会会長	
木村　真治	川崎市獣医師会会長	副会長	副会長		
宇佐美　晃	茨城県獣医師会会長	監　事	監　事		
市川 陽一朗	千葉県獣医師会会長	監　事	監　事		
寺内　幸夫	栃木県獣医師会会長	理　事	理　事		
相原　栄一	神奈川県獣医師会会長	理　事	理　事		
中村　　滋	埼玉県獣医師会会長	理　事	理　事		
板倉　　修	群馬県獣医師会会長	理　事	理　事		
笠松　豊乗	山梨県獣医師会会長	理　事	理　事		

令和８年度東京地区獣医師会役員名簿

氏　名	地方会役職名	—	大会役員	学会役員	備　考
上野　弘道	東京都獣医師会会長	—	副会長	地区学会副会長	
中川　清志	東京都獣医師会副会長	—	監　事		